



▼ 証明書のコンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニで証明書が取得できます。

利用できる店舗 セブンイレブン、ローソン、サークルK・サンクス、ファミリーマート、セーブオン、ミニストップ(マルチコピー機未設置店舗は対象外)

・ 山武市に住民登録があり、マイナンバーカードをお持ちの方
 ※カード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要です。
 ・ 15歳以上で成年被後見人でない方

注意事項 市役所で発行している証明書とは異なる用紙を使用しています。また、市の手数料条例により免除となる場合でも、コンビニ交付による証明書取得の場合は交付手数料がかかります。

利用できる時間

午前6時30分～午後11時
 ※ 戸籍証明書は月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時
 ※ 12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス日を除く

市民課

☎ 0475(80)1141

課税課

☎ 0475(80)1281

証明書の種類	内容	コンビニ交付手数料	窓口での手数料
住民票謄本	世帯全員が記載されている住民票の写し	1通 200円	1通 300円
住民票抄本	世帯のうち一部の方が記載されている住民票の写し		
印鑑登録証明書	本人の印鑑登録証明書(登録している方のみ)		
所得課税証明書	本人の所得額、課税額等が記載されている証明書	1通 450円	
所得証明書	本人の所得額が記載されている証明書		
課税(非課税)証明書	本人の課税額が記載されている証明書(非課税の方は非課税証明書)		
児童手当所得証明書	児童手当の所得証明書		
戸籍全部事項証明書	戸籍内の全員が記載されている証明書	1通 450円	
戸籍個人事項証明書	戸籍内の一部の方が記載されている証明書		

※マイナンバーや住民票コード、氏名変更などの履歴をのせた住民票や住民票の除票を取得することはできません。
 ※戸籍証明書は市内に住所・本籍の両方がある方のみです。
 ※住民票の交付制限などの手続きをされている方および同一世帯の方はコンビニ交付サービスをご利用いただけません。

交通災害共済

8月は一斉加入月間 家族そろってご加入を

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心、有利な制度です。

現在加入している交通災害共済の共済期間は8月31日までです。

平成29年度の加入申込期間

8月7日(月)～31日(木)

加入方法

区長・自治会長さんを通じて配布した申込書に記入し、会費を添えて提出(申込書は市民課・出張所にもあります)

※市内幼稚園、こども園、小・中学校に在籍している場合は、会費が安い「集団加入」をすることができます。6月期に加入ができた方は、学校などを通じて早めに申し込みをしてください。

見舞金の対象となる事故

自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故

市民課

☎ 0475(80)1271

◆共済期間と年会費

申込日	共済期間	会費(1人あたり)
平成29年8月31日まで	平成29年9月1日～平成30年8月31日	700円
平成29年9月1日以降	加入申込日翌日～平成30年8月31日	加入月により700円～100円

◆見舞金の額

死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	入院・通院実日数により2～50万円
身障見舞金(1級または2級)	傷害見舞金のほか50万円
交通遺児見舞金	遺児1人につき10万円

年会費700円
 死亡見舞金150万円



お知らせ



健康・福祉

乳がん・子宮がん検診を 受けませんか

市では8月から乳がん・子宮がん検診(集団検診)を実施します。乳がん検診は1200円、子宮がん検診は800円で受けられます。

一部日程について、まだ空きがあり、受診予約が可能ですので、ご希望の方は健康支援課までお問い合わせください。

検診でがんの早期発見を

生涯のうち乳がんを患う日本人女性は12人に1人と言われています。市では40歳代と50歳代の方はマンモグラフィと超音波検査の交互検診を行っています。毎年検診を受けていただくことで、どちらか一方の検査では発見しづらい異常を見つけやすくなります。乳がんは早期発見により適切な治療が行われると、良好な経過が期待できますので、定期的な検診受診と自己検診を心がけましょう。

子宮頸がんはHPV(ヒトパピローマウイルス)に感染することが原因と考えられています。感染しても必ずしもがんになるとは限りません。がんにな

るとしても感染からの期間は5年から10年以上と言われており、定期的に検診を受けることでがんになる前の段階で診断することが可能となります。

ぜひ検診を受けましょう!
健康支援課

☎0475(80)1171

C型肝炎ウイルスに 感染した方への給付金の支給

平成6年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品が使用されたことよって、C型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。

このような場合、法律(C型肝炎特別措置法)に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判の手とする裁判を提起し、裁判の中で①血液からつくられた医薬品が使用されたこと②その医薬品が使用されたことよってC型肝炎ウイルスに感染したこと③慢性肝炎などの症状を確認できれば、国と和解をしたうえで、給付金を受けることができます。

なお、この給付金を受けるためには、平成30年1月15日までに国を相手とする裁判をしなくてはなりません。

詳しくはお問い合わせください。
厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口
フリーダイヤル

☎0120(509)002

受付時間 午前9時30分～午後6時(土日・祝日・年末年始除く)

献血にご協力をお願いします

毎年夏季は、長期休暇などにより学校や企業、団体などからの献血への協力が得にくくなります。献血は身近にあるボランティアです。より安全な血液を安定的に確保するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



日時 8月8日(火) 午前10～11時45分・午後1～4時

場所 成東保健福祉センター
健康支援課

☎0475(80)1173

黄色の封筒が届いた方は 年金を受け取れます

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が25年か

ら10年に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒をお届けしています。制度の開始は8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)です。まだ、請求手続をされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話を。予約の上、年金事務所にて手続を行ってください。

☎0570(05)1165

「高齢者理美容サービス利用券」の 登録店情報を訂正します

7月14日付で対象者に発送しました「山武市理美容サービス利用券」裏面の登録店の記載に誤りがありましたのでお詫びして訂正します。

(誤)成東地区 ヘアースタジオ エトワール(美容店)

☎0475(82)4906

(正)成東地区 ヘアースタジオ エトワール(理容店)

☎0475(82)0358

☎0475(80)2642



対象者	祝金・祝品	お届け方法	申請
満99歳(白寿) (大正6年9月2日 ~大正7年9月1日生)	祝金 50,000円	9月中旬から 各戸配布	不要
満88歳(米寿) (昭和3年9月2日 ~昭和4年9月1日生)	買物券 10,000円	9月中旬に 郵送	不要
結婚50周年(金婚式) (昭和41年9月2日から 昭和42年9月1日に婚姻 の届出をされた方)	祝金 5,000円	9月中旬に 口座振込	必要

※満77歳(喜寿)の記念品贈呈は廃止しました。

☎ 0475(80)2642

☎ 高齢者福祉課

婦のお祝いは事前に申請が必要です。該当される方は8月21日(月)までに印鑑と通帳の写しを持参のうえ高齢者福祉課へ申請してください。本籍が山武市にない方は、戸籍謄本も提出してください。

長寿をお祝いして
記念品を贈呈

敬老の日にあたり、節目の年齢に達した方や結婚50周年を迎えるご夫婦に、長寿をお祝いして記念品をお届けします。平成29年9月1日現在で1年以上市内に住み登録のある方が対象となります。

なお、結婚50周年を迎えるご夫婦のお祝いは事前に申請が必要です。該当される方は8月21日(月)までに印鑑と通帳の写しを持参のうえ高齢者福祉課へ申請してください。本籍が山武市にない方は、戸籍謄本も提出してください。

国民健康保険加入の方へ — 医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」の申請手続きを

医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」の申請手続きをしておくことにより、1カ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

1 70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方 《自己負担限度額(月額)》

所得区分	自己負担限度額
所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回該当:140,100円】
所得 600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回該当:93,000円】
所得 210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当:44,400円】
所得 210万円以下	57,600円 【多数回該当:44,400円】
住民税 非課税世帯	35,400円 【多数回該当:24,600円】

※「所得」とは、基礎控除後の「総所得金額等」になります。

※「多数回該当」とは、過去12カ月の間に、同一世帯で4回以上該当したときの4回目以降の限度額になります。

※入院時の食事代や保険適用外の差額ベッド代などは対象外です。

2 世帯の国民健康保険加入者全員(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)が住民税非課税の方 入院時の食事代を所得区分が住民税課税世帯の方の場合と比較して減額できます。また、70歳以上の方については医療費の自己負担限度額が低くなります。

《入院時の食事代の標準負担額》

所得区分	入院時の食事代(1食あたり)	
一般の方	360円	
70歳未満の住民税非課税の方	90日までの入院(過去12カ月の入院日数)	210円
および70歳以上の低所得Ⅱの方	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)	160円
70歳以上の低所得Ⅰの方	100円	

《70歳以上の方の自己負担限度額(月額)》

所得区分	外来	外来+入院
現役並み所得の方	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当 44,400円】
一般の方	14,000円 【年間限度額 144,000円】	57,600円 【多数回該当 44,400円】
低所得Ⅱの方	8,000円	24,600円
低所得Ⅰの方	8,000円	15,000円

◎低所得Ⅰ…各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方(70歳以上の方のみ)

◎低所得Ⅱ…低所得Ⅰ以外の世帯に属する方

※70歳以上で所得区分が現役並み所得または一般の方は申請の必要はありません

認定証の有効期限は毎年7月31日までとなります。すでに交付されている方も引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります。



手続きに必要なもの

保険証・印鑑(認め印)

※1月2日以降に転入

された方は、1月1日

現在にお住まいであった市区町村の「所得証明書(非課税証明書)」をお持ちください。

☎・☎ 国保年金課

☎0475(80)1143

お知らせ



子育て・教育

児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費等助成制度の届出

児童扶養手当

現在、児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止中の方を含む)は、現況届を提出してください。

現況届は、8月1日の現況を確認し、児童扶養手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのもので、提出されないと、8月分以降の手当が受けられなくなります。また、2年以上届け出がない場合は、手当の支給を受ける権利がなくなりますのでご注意ください。

※対象の方には、7月末に現況届の用紙を郵送していますが、届いていない場合にはご連絡ください。

※手当支給開始から5年(または支給要件に該当してから7年)を経過している方は「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」および関係書類もあわせて提出してください。該当者の方には、届出用紙を郵送してあります。

◆児童扶養手当とは?

父母の離婚などにより、父親ま

たは母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭および父子家庭などの生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。手当を受給するには、申請が必要です(所得制限あり)。

必要な書類は個々の状況により異なりますので、詳しくは、子育て支援課までご相談ください。

ひとり親家庭等医療費等助成制度

ひとり親家庭等医療費等助成制度を利用されている方の助成期間の有効期限は、7月31日までです。引き続き、この制度の利用を希望される方は届け出が必要となりますので期間内に提出してください。届け出されない場合は、8月分からの助成制度を利用できませんのでご注意ください。

※この助成制度を利用されている方には、7月末に申請用紙を郵送していますが、届いていない場合は子育て支援課までご連絡ください。

提出期間 8月1日(火)～31日(木)
(土日、祝日を除く)

休日受付 8月27日(日) 午前9時～午後5時

申・問 子育て支援課

☎0475(80)2631

特別児童扶養手当などの所得状況届・現況届が必要で

現況届等の提出が無い場合は、8月分以降の手当は受けられなくなります。

◆特別児童扶養手当

家庭で障がいのある児童(20歳未満)を介護している父母または養育者に対して支給する手当です。
支給月額 1級 5万1450円
2級 3万4270円

◆特別障害者手当

※所得制限あり
著しく重度の障がい重複している状態にあり、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方(本人)に支給する手当です。
支給月額 2万6810円

◆障害児福祉手当

※所得制限あり
著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の方(本人)に支給する手当です。
支給月額 1万4580円

※所得制限あり

なお、届出が必要な方には、届出書等を郵送させていただきますので、内容をご確認のうえ、8月14日(月)～9月11日(月)までの間に、

必ずご提出ください。

《参考》在宅重度知的障害者及びなたきり身体障害者福祉手当

療育手帳の程度がA以上で20歳以上の在宅の方またはその介護者、自宅で6カ月以上寝たきり状態の身体障害者で20歳以上65歳未満の方またはその介護者に支給する手当です。

支給月額 8650円 ※特別障害者手当との併給はできません。

問 社会福祉課

☎0475(80)2614

親業講座を開催します

子どもの心を理解し、子どもの考える力を伸ばす温かい親子関係・兄弟関係を築くための講座です。保護者はもちろん、子どもに関わる方の参加も歓迎します。

※託児申し込み締め切り

日時 8月16日(水)・要予約
8月22日(火) 午前10時～11時30分

場所 さんぶの森中央会館 視聴覚室

申・問 生涯学習課

☎0475(80)1456



産業

農業用廃プラスチック類の 適正処理

廃プラスチックは排出事業者（農業生産者）自らの責任において適正に処理することが義務づけられており、これらを不法投棄・野焼きすることは法律で禁じられています。

廃プラスチック対策協議会では、農業生産者の皆さんの使用済み農業用プラスチック類について、地域ごとに一斉回収日を設けて回収処理を行っています。

回収には産廃処理契約農家の登録が必要です。回収場所・時間など詳しくは、農家組合に配布する回覧で確認してください。

※ビニールには、農家登録番号を必ず記載してください。

一斉回収日

◆山武地域

8月16日(水) J A日向支所

8月23日(水) さんぶ野菜ネット

ワーク

8月29日(火) 睦岡園芸出荷組

合、ワタミファーム

8月30日(水) 丸朝園芸農協第八

出荷場

◆成東地域

8月31日(木) J A睦岡支所

10月11日(水) J A成東支所、

小川商店

10月12日(木) J A緑海支所

10月18日(水) J A南郷支所

10月19日(木) J A鳴浜支所

平成30年2月22日(木) 小川商店

平成30年2月23日(金) J A南郷

支所

◆蓮沼地域

10月19日(木) J A蓮沼支所

◆松尾地域

11月1日(水) J A豊岡支所

11月2日(木) J A松尾支所、

J A大平支所

搬入上の注意

①品目ごとに区別して梱包する。

②石、金属、竹片、木片・ゴム類

などは絶対に混入させないこと。

※毎年、小さなゴム類などの混

入が有り、現場・工場では非

常に困っています。ご協力お

願います。

③荷姿や土の付き具合をチェックし

不適切なものは返却します。

ご理解・ご協力のほど、よろし

くお願いいたします。

☎ 廃プラスチック対策協議会

事務局(農林水産課農水係内)

☎ 0475(80)1211

山武の地域資源の活用 に 取り組む方を応援します！

市では、意欲ある農林漁業者、商工業者が行う山武市の地域資源を活用した6次産業化や農商工連携による取り組みを支援する補助制度を設けており、現在、補助制度の利用者について、2次募集を行っています。



産品等の開発や生産加工施設、販売施設の整備を計画されている方は利用についてご検討ください。

補助対象者 市内に住所を有する個人または事務所を有する法人

その他の団体等

対象事業および補助金額

①産品等開発

補助対象経費の2分の1以内 (上限金額50万円)

②生産加工施設・機械整備

補助対象経費の2分の1以内 (上限金額100万円)

③加工・販売施設整備

補助対象経費の2分の1以内 (上限金額100万円)

☎ 補助対象経費の2分の1以内 (上限金額100万円)

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

申請方法 市ホームページに掲載されている募集要項をご覧になるか、わがまち活性化課までお問い合わせください。

採択方法 事業計画について、審査委員による審査会で採択されたものについて補助を行います。

募集期限 9月11日(月)

※今回の募集で事業認定額が予算額に達しなかった場合、予算額に達するまで順次募集します。

☎ わがまち活性化課

☎ 0475(80)1202

HP <http://www.city.sammu.lg.jp/soshiki/14/rokujisangyo.html>

**中小企業の退職金
国の制度がサポートします！**

中小企業退職制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

国の掛金助成や税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートの方も加入できます。

※詳しくはホームページをご覧ください。

☎ 中小企業退職金共済事業本部

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

☎ 03(6907)1234

お知らせ



暮らし・環境

「N・PASS」で成田空港をもっと身近に！

成田空港をお得に利用できるN・PASSは、市内にお住いの15歳以上の方なら誰でもつくることができ、小・中学生向け成田空港パスポート所有者は除く。

サービス特典

- ① 空港内店舗での商品の割引や記念品サービスがあります(一部対象外の店舗があります)。
- ② 空港内指定駐車場(P1またはP2)の駐車料金が割引になります。空港内店舗でご利用合計額が1000円以上のレシート(当日利用分のみ)と「N・PASS」を出庫時に出口係員にご提示ください。3時間まで無料となります。
- ③ 航空科学博物館の入館料が2割引きになります。

申請方法

お近くの申請窓口に必要な書類をお持ちください。

必要書類

- ① パスポートサイズ(45mm×35mm)の証明写真 1枚
- ② 現住所が確認できる運転免許証や保険証など(コピーを取らせ



ていただきます)
③ 申込書(各申請窓口および企画政策課空港みらい対策室に用意してあります)

申請窓口 NAAビル 成田市

成田国際空港内(成田空港第2ターミナル隣)・山武地域相談センター(平成29年新設)・横芝光町役場2階)・南地域相談センター(山武郡芝山町大里18-52芝山町中央公民館千代田分館2階)・北地域相談センター(成田市花崎町750-1千葉交通ビル3階)・茨城地域相談センター

※企画政策課空港みらい対策室でも申請の取り次ぎは可能です。ただし、即日交付ではなく、交付まで数日を要します。

☎ 0476(34)5858 (平日午前9時～午後5時) ※正午～午後1時は除く

☎ 0479(80)7115 企画政策課空港みらい対策室

成田空港周辺地域をよくする活動を応援します

成田空港地域共生・共栄会議では、広く一般から成田空港周辺地域の共栄につながる協働事業を募集します。

選定された事業は、事業実施団体と共生・共栄会議の共栄ワーキンググループが協働で実施することとします。

対象事業

成田空港周辺地域の地域振興、観光振興または景観形成等につながる事業であって、対象地域のうち2市町以上を含む事業

対象地域

成田市、富里市、山武市、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、栄町および神崎町

実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

負担金額

1事業100万円以下交付

選定事業数

2事業 ただし1団体に1事業まで選定

募集期間

8月1日(火)～10月2日(月) 必着

詳細についてはホームページでご確認ください。

成田空港地域共生・共栄会議

☎ 0479(85)7715

HP <http://www.narita-kyousei.gr.jp/>

空港シャトルバスご利用案内

芝山鉄道延伸連絡協議会(芝山町・横芝光町・山武市で構成)では、成田国際空港と横芝屋形海岸を結ぶ「空港シャトルバス」を運行しています。

運行ルート・時刻表については、市のホームページおよび市役所、各出張所備え付けのチラシをご覧ください。

空港シャトルバス、成田空港高速バスを利用して、お安くお手軽に都心まで行くことも可能です。都心までの交通アクセスとして、ぜひ「空港シャトルバス」を利用してはいかがでしょうか

千葉交通(株)成田空港営業所

☎ 0476(22)0783

企画政策課空港みらい対策室

☎ 0479(80)7115





結婚新生活を支援します

市では、少子化対策の強化などを目的として、新婚世帯が新生活を始める際の新居の住居費や引越費用を補助します。

補助対象となる方

- ①平成29年4月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ②世帯の所得が340万円未満であること(所得証明書をもとに、平成27年1月1日から12月31日までの夫婦の所得を合算した金額)
- ③対象となる住居が市内にあり、夫婦ともに当該住居の住所地に住民登録されていること
- ④夫婦ともに市税を滞納していないこと

補助対象 住居費

住居費は結婚を機に新たに物件を購入または貸借する際に要した費用
引越し費用は引越し業者等へ支払う実費

補助額

住居費と引越し費用を合わせた額を対象とし、一世帯あたり24万円を上限とします。
なお、住居を購入した場合は最大50万円まで補助します。

申・問 企画政策課

☎0475(80)1131

農地の違反転用は、絶対にやめましょう

農地法の許可を受けず、農地以外の用途で使用している場合は、違反転用になります。

農地を埋め立てる場合も、届出または、許可が必要となります。違反転用した業者はもちろんのこと、土地所有者(地主)にも厳しい措置がとられます。

農地を狙った「甘い誘い」には、ご注意ください。

【例】

事業者「お宅の畑を貸して太陽光発電をやりませんか？」

地主 「いいですよ」



このような場合、正規の手続きをせずに貸してしまうと…

・土地所有者として処罰される恐れがあります。

・違反転用した事業者が行方不明になると、産業廃棄物等が不法投棄されることも予想されます(その際は、土地所有者が撤去することになります)。

※転用の計画がある場合は、必ず事前に農業委員会へご相談を！

問 農業委員会事務局

☎0475(80)1241

農地の管理をお願いします

現在、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農地の遊休化が進み草等で荒廃している農地が増えています。

農地を適正に管理しないと、周辺農地に迷惑をかけたり、不法投棄されたりすることがあります。

不法投棄されたごみ等の撤去費用は、地主の負担になってしまうため、草刈り等をして農地の保全・管理に努めるようにお願いします。

問 農業委員会事務局

☎0475(80)1241

「ごみ出し前」にちょっと確認！ 「ごみの出し方」分別

◆可燃ごみ

乾電池、小型家電、電気コード、金属類等を可燃ごみに混入しないよう分別をお願いします。

また、生ごみに水分が多いと焼却する時間が多くなり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の増加にもつながります。生ごみを出すときは、十分に水切りをお願いします。

◆ビン・カン・ペットボトル

ビン・カン・ペットボトルは資源として再利用されます。中身を空にし、水洗いを行い、異物を混入させないように分別をお願いします(ビンのキャップは外し金属製のものは不燃ごみで出してください)。

紙リサイクルの活用

段ボール・新聞・雑誌・紙パックなど使用後にきちんと分別・収集することで古紙として3回から5回は再生可能とされています。

紙は大切な資源です。燃やしたり(家庭ごみの焼却行為は禁止です)、ごみとして捨てる前に、もう一度資源として利用することを考えましょう。市では、資源回収団体への奨励金制度やリサイクル倉庫(古紙収集場所)の設置などを行っています。

皆さんもこのような場所を活用して、ぜひ紙リサイクルにご協力ください。

◆ごみ集積所の利用マナーについて

集積所は利用者の方が協力して管理しています。きちんと分別をして収集曜日や時間を守りましょう。

問 環境保全課

☎0475(80)1161



お知らせ

住宅用省エネルギー設備 設置補助金

市で現在行っている、住宅用省エネルギー設備設置費用の一部補助について、8月1日受付分から、補助制度が一部変更となります。
補助対象の主な変更点

太陽光発電システムを設置される方は既築住宅への発電設備の設置が補助対象となり、**新築住宅、建売住宅は対象外**となります。また、太陽光発電システムを設置する場合は、エネルギー管理システム(HEMS)または定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)が設置済みであるか同時に設置する必要があります。

補助金額 太陽光発電システム
1誌あたり2万円(限度額9万円)
※4・5誌まで

定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)(限度額10万円)
※新築、既築、建売住宅が対象

◆申請の受付は、予算枠を超えた時点で終了します。各設備の要件や申請方法は市ホームページで確認するか、問い合わせください。

☎ 環境保全課

☎ 0475(80)1163

HP <http://www.city.sammuj.jp/soshiki/15/>

住宅リフォーム補助制度

市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォーム工事を行う場合に、経費の一部を補助します。

対象者 市内在住で住民基本台帳に登録し居住している方
世帯全員が市税などの滞納が無い方

対象の住宅

市内に自ら居住している住宅(マンション等の集合住宅等は個人専有部分・店舗等の併用住宅は個人住宅部分)
対象の工事 市内施工業者の行うリフォーム工事で、工事が10万円(消費税を除く)以上であるもの

他の補助制度などによる補助金

や助成金を受けていないもの

補助金額 補助対象費用の10分の1の額(上限20万円)

受付開始 8月28日(月) 午前8時30分

その他 事業費の範囲内における

先着順とし、補助金の交付決定前に着工している工事は対象となりません。

補助は同一世帯1回限りです。

☎ 都市整備課

☎ 0475(80)1192

地域安全ユース 車上ねらいに注意!

行楽シーズンは海水浴場やキャンプ場、遊園地などの行楽地での車上ねらい被害が多発する傾向があります。警察や防犯協会でもパトロールを強化いたしますが、みなさまも次にあげる対策をして被害に遭わないようにご注意ください。

◆車上ねらいへの対策

- ・短時間でも、車から離れる時は必ず鍵をかけ、確実に窓も閉めましょう。
- ・車内には貴重品などを置かないようにしましょう。

また、財布、携帯電話、運転免許証などの貴重品は必ず持ち出してください。

・防犯機器を取り付けましょう。

・窓ガラスの振動や不正なドアの開閉に反応して警報音を発する警報装置などを取り付けて、愛車を守りましょう。



税

個人事業税の納付

個人事業税第1期分の納期限は、8月31日(木)です。

納税通知書は8月上旬に送付します。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納期限までに納めてください。

なお、個人事業税の納税は口座振替を利用されると便利です。

☎ 東金県税事務所

☎ 0475(54)0223

**8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です**

安全3つのポイント!

コードが下敷きになっているよ!

タコ足配線はキケンだよ!

プラグはコマメに抜いてね!

OFF!

http://www.kdh.or.jp/

関東電気保安協会